

重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議の構成員の官職の指定について

令和 7 年 月 日
重要インフラサイバーセキュリティ
対策推進会議長決定

重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議について（令和7年 月 日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第2項に基づき、重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議の構成員の官職を次のとおり指定する。

議長*	内閣サイバー官
副議長*	内閣審議官（総括・戦略担当）
構成員	金融庁総合政策局長
	総務省サイバーセキュリティ統括官
	厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）
	経済産業省商務情報政策局長
	国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

※議長及び副議長については、参考として掲載